

女川町建設工事競争入札参加者の資格を定める基準

発注工事の種類		条件		等級	請負工事金額の範囲
大分類	小分類	経営事項審査の総合評点	一級技術者数		
土木工事	土木一式工事、水道施設工事	950点以上		S	10,000万円以上
		850点以上	11人以上		
		700点以上	4人以上	A	3,000万円以上 10,000万円未満
		550点以上	1人以上	B	1,000万円以上 3,000万円未満
		549点以下		C	1,000万円未満
建築工事	建築工事一式	950点以上		S	10,000万円以上
		850点以上	7人以上		
		700点以上	3人以上	A	5,000万円以上 10,000万円未満
		550点以上	1人以上	B	2,500万円以上 5,000万円未満
		549点以下		C	2,500万円未満
鋼構造物 しゅんせつ工事	鋼構造物工事、しゅんせつ工事	950点以上		S	5,000万円以上
		850点以上	10人以上		
		700点以上	3人以上	A	500万円以上 5,000万円未満
		699点以下		B	500万円未満
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事	700点以上	3人以上	A	1,000万円以上
		699点以下		B	1,000万円未満
	法面工事	800点以上	3人以上	S	1,000万円以上
		799点以下		A	1,000万円未満
舗装工事	舗装工事	950点以上		S	3,000万円以上
		850点以上	10人以上		
		700点以上	3人以上	A	500万円以上 3,000万円未満
		699点以下		B	500万円未満
設備工事	電気工事、管工事、機械器具設置工事、電気通信工事	850点以上		S	6,000万円以上
		650点以上		A	1,000万円以上 6,000万円未満
		649点以下		B	1,000万円未満

(注1) 条件欄に掲げる経営事項審査の総合評点は、建設業法第27条の23第3項に規定する経営事項審査の項目及び基準に基づき算定された総合評点とする。

(注2) 条件の欄に掲げる一級技術者の数は、発注工事の種類別の欄に掲げる小分類の工事に対応する業種ごとの建設業法第15条第2号イに規定する者の数とする。

(注3) 土木一式工事、水道施設工事又は建築工事一式のS等級、A等級又はB等級にあつては、それぞれ当該等級の経営事項審査の総合評点及び一級技術者数の条件のいずれをも満たした場合に限り当該等級に格付けする。この場合において、S等級、A等級及びB等級のいずれにも該当するときはS等級とし、A等級及びB等級のいずれにも該当するときはA等級とする。ただし、経営事項審査の総合評点が950点以上の場合は一級技術者数にかかわらずS等級に格付けする。

なお、当該等級の経営事項審査の総合評点及び一級技術者数のいずれかの条件を満たさない場合には、S等級に該当する場合を除きC等級に格付けする。

(注4) 鋼構造物工事、しゅんせつ工事若しくは舗装工事のS等級若しくはA等級又はとび・土工・コンクリート工事のA等級にあつては、それぞれの等級の経営事項審査の総合評点及び一級技術者数の条件のいずれも満たした場合に限り当該等級に格付けする。この場合において、S等級及びA等級のいずれにも該当するときは、S等級とする。ただし、経営事項審査の総合評点が950点以上の場合は一級技術者数にかかわらずS等級に格付けする。

なお、当該等級の経営事項審査の総合評点及び一級技術者数のいずれかの条件を満たさない場合には、S等級に該当する場合を除きB等級に格付けする。